

事 務 連 絡

令和6年3月19日

都内高齢者施設管理者 殿

東京都福祉局高齢者施策推進部長

東京都新型コロナウイルス感染症対策支援事業における
令和6年4月以降の取扱いについて

日頃から東京都の高齢者保健福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症流行下において、東京都では、都内高齢者施設等が、新型コロナウイルス感染症の感染防止等を図るため、様々な取組を実施してまいりました。

令和6年3月5日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等から都道府県宛てに、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」が発出され、新型コロナウイルス感染症への対応については、本年3月末をもって、通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、令和6年4月以降、通常の医療提供体制とすることが通知されました。

上記のとおり、高齢者施設等と医療機関との連携体制の構築が進んだことや、本年4月以降は幅広い医療機関で新型コロナの患者の入院受け入れや診療等を行うことになることから、別紙掲載事業について、令和6年3月末をもって終了とすることとなりました。

引き続き、感染症対策に御協力くださいますようお願いいたします。